

令和7年度 野洲市コミュニティバス「おのりやす」広告募集要項

1. 趣旨

この要項は、「野洲市広告事業実施要綱」（以下「要綱」という。）第5条第2項の規定に基づき、下記の広告媒体に掲載する事業者の広告（以下「広告」という。）を募集するに当たり、必要な事項を定めるものです。

2. 広告媒体の概要

- (1) 名称 野洲市コミュニティバス「おのりやす」（以下「おのりやす」という。）
- (2) 広告方法 おのりやす車体側面に掲載
- (3) コース名
 - ・あやめコース
 - ・安治コース
 - ・祇王・中里コース
 - ・篠原コース
 - ・三上コース
 - ・希望が丘コース
 - ・中央循環コース
- (4) 設置期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3. 広告の仕様

- (1) 規格
 - ワゴン車両 1台当たり2面
 - 運転席側
 - 縦 500 ミリメートル以内×横 1,800 ミリメートル以内×1面×7台
 - 助手席ドア側
 - 縦 500 ミリメートル以内×横 450 ミリメートル以内×1面×7台
 - 小型バス
 - 運転席側
 - 縦 600 ミリメートル以内×横 1,500 ミリメートル以内×1面×1台
 - 助手席側
 - 縦 600 ミリメートル以内×横 400 ミリメートル以内×1面×1台
- (2) 掲載位置 車体側面
- (3) 掲載方法 特殊フィルム、シールなどによる添付
設置期間中に剥離や汚損が生じにくいもの

(4) 広告枠数 各車両1台（2面） 計8台

車両番号	車両種類	保有方法	リース満了月
滋賀 200 さ 2228	ワゴン車両	リース	令和 9 年 11 月
滋賀 200 さ 2235	ワゴン車両	リース	令和 9 年 12 月
滋賀 200 さ 2244	ワゴン車両	リース	令和 10 年 1 月
滋賀 200 さ 2247	ワゴン車両	リース	令和 10 年 2 月
滋賀 200 さ 2298	ワゴン車両	リース	令和 11 年 11 月
滋賀 200 さ 2308	ワゴン車両	リース	令和 11 年 12 月
滋賀 200 さ 2313	ワゴン車両	リース	令和 12 年 1 月
滋賀 200 さ 2340	小型バス	市保有	—

(5) その他

おのりやすバス9台のうち1台を予備車としています。8台で7つのコースをローテーションで運行するため、広告を掲載したバスが走行しない日もあります。掲載するコースの指定はできません。車体にシールを添付するため令和7年度においてリース更新車は広告の対象車とはしていません。

広告物に破損等が生じた場合は市は責を負わないものとします。

4. 実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までについて1年間単位の募集を行います。

なお、申込みは各車両単位とし、複数の車両を申し込むことも可とします。

5. 広告及び広告主の要件

掲載できる広告及び広告主については、要綱第4条及び「野洲市広告掲載基準」（以下「基準」という。）をご確認ください。

6. 申込方法

広告の掲載を希望される方は、要綱第6条に規定する広告掲載申込書（様式第1号）に必要な書類を添えて、令和7年2月20日（木）17時までに13.の申込み・問合せ先へ郵送、持参又はメールで提出してください。

7. 広告掲載料

広告掲載料金は、1車両につき1月当たり5,000円（税込み）で年間60,000円（税込み）とします。

8. 広告主の選定

(1) 申込みのあった事業者及び広告内容の適格性について、要綱及び基準に基づき審査します。

- (2) 広告内容等が適当であると認めた者について、次の基準に基づいて総合的に評価し、広告主を選定します。なお、審査結果が同評価の場合は、抽選選考とします。

審査結果についての異議申立は、受け付けないものとします。

公共性・地域性	公共性の高いもの、市内の事業者について評価します。
広告の内容	市の施策や広告媒体の作成目的に合致したものについて評価します。

9. 申込者への通知等

広告掲載の可否は、要綱第7条の規定により、申込者全員に通知します。
なお、市は、広告主と広告の掲載に係る契約を締結します。

10. 広告物の作成について

広告物は、あらかじめ担当課の承諾を受け、指定する日までに3. 広告の仕様に掲げる大きさ、材質等を満たした広告物を広告主で作成をお願いします。

11. 広告物の貼付け及び撤去について

ワゴン車両については、リース会社が指定する事業所において貼付け及び撤去を行いますので、広告主にて費用負担をお願いします。

広告物の貼付けは、令和7年4月中に貼り、令和8年3月中の撤去をお願いします。

貼付け及び撤去の月の広告料は、1か月分の掲載料金となります。

12. 広告掲載料の請求等

広告掲載料は、契約締結後に市が発行する納入通知書により、請求した日から30日以内にお支払いください。

13. 申込み・問合せ先

野洲市市民部協働推進課

〒520-2395 野洲市小篠原 2100 番地 1

電話 077-587-6043 e-mail kyodosuishin@city.yasu.lg.jp

ワゴン車両



小型バス

